

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定によつて、地域森林計画を変更しようとするので、同法第六条第一項の規定によつて、当該地域森林計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

平成二十二年十月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 森林計画区の名称及び関係市町

森林計画区 の名称	関 係 市 町	備 考
瀬戸内	三原市	(樹立) 平成十九年広島県告示第一号 (変更) 平成二十年広島県告示第三百号 (変更) 平成二十一年広島県告示第三十五号
太田川	広島市、熊野町、安芸太田町、北広島町	(樹立) 平成二十一年広島県告示第三十四号
江の川上流	三次市、庄原市、安芸高田市	(樹立) 平成二十二年広島県告示第十九号

二 縦覧場所

広島県農林水産局農林整備部林業課並びに各広島県農林水産事務所及び農林事業所

三 縦覧期間

平成二十二年十月十四日から平成二十二年十一月十三日まで